

京都市伝統的建造物群保存地区関係条例集

平成23年11月

京都市都市計画局都市景観部景観政策課

目 次

・ 京都市伝統的建造物群保存地区条例	1
・ 京都市伝統的建造物群保存地区条例施行規則	3
・ 京都市伝統的建造物群保存地区内における建築物の 制限の緩和に関する条例	4
・ 京都市伝統的建造物群保存地区内における建築物の 制限の緩和に関する条例施行規則	5
・ 京都市伝統的建造物群保存地区補助金交付規則	5
・ 伝統的建造物群保存地区都市計画決定の告示	7
・ 産寧坂伝統的建造物群保存地区保存計画	8
・ 祇園新橋伝統的建造物群保存地区保存計画	14
・ 嵯峨鳥居本伝統的建造物群保存地区保存計画	18
・ 上賀茂伝統的建造物群保存地区保存計画	20

京都市伝統的建造物群保存地区条例

昭和51年4月1日条例第6号
昭和51年6月8日施行
改正 昭和60年3月15日条例第33号、平成4年3月31日条例第88号、平成9年6月5日条例第9号、平成16年3月31日条例第70号、平成17年3月25日条例第81号、平成21年12月22日条例第32号、平成23年11月11日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（以下「法」という。）第143条第1項の規定に基づき、伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制その他その保存のために必要な措置を定め、もって良好な都市環境の保全を図るとともに、市民の文化的向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「伝統的建造物群」とは、法第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群をいう。

2 この条例において「伝統的建造物群保存地区」とは、法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）をいう。

(保存計画)

第3条 市長及び教育委員会は、あらかじめ、京都市美観風致審議会の意見を聞いて、保存地区ごとに、保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を定めるものとする。

2 保存計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 保存地区の保存に関する基本計画に関する事項
- (2) 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物（建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）その他の工作物（以下「伝統的建造物」という。）及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の認定に関する事項
- (3) 保存地区内における建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の保存整備計画に関する事項
- (4) 保存地区内における建築物等及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件に係る助成措置等に関する事項
- (5) 保存地区の保存のために必要な施設及び設備並びに環境の整備に関する事項

3 保存計画のうち、前項第1号に掲げる事項に係る部分にあっては教育委員会が市長の意見を聞いて、同項第2号に掲げる事項に係る部分にあっては教育委員会が、同項第3号から第5号までに掲げる事項に係る部分にあっては市長及び教育委員会が策定するものとする。

4 市長及び教育委員会は、保存計画を定めたときは、その旨を告示しなければならない。

5 第1項及び第2項の規定は、保存計画を変更する場合について準用する。

(保存地区内における行為の許可)

第4条 保存地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長及び教育委員会の許可を受けなければならない。

(1) 建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却（以下「新築等」という。）

(2) 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの

(3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更

(4) 木竹の伐採

(5) 土石の類の採取

(6) 水面の埋立て又は干拓

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる行為については、同項の規定による許可を受けることを要しない。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(2) 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の新築等

ア 屋外広告物法第2条第1項に規定する屋外広告物の表示又は京都市屋外広告物等に関する条例第2条第2号に規定する掲出物件の新築等

イ 仮設の工作物の新築等

ウ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築等

(3) 次に掲げる木竹の伐採

ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ 森林病害虫等防除法第2条第1項に規定する森林病害虫等を防除するために必要な木竹の伐採

エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

オ 仮植した木竹の伐採

(4) 前3号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

イ 京都府公安委員会が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為

ウ 農業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

(ア) 建築物等の新築等

(イ) 用排水施設又は農道の設置

(ロ) 宅地の造成又は土地の開墾

(ハ) 水面の埋立て又は干拓

3 市長及び教育委員会は、第1項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、保存地区的保存のため必要な限度において条件を付することができる。

(許可の基準)

第5条 市長及び教育委員会は、前条第1項各号に掲げる行為での各号に定める基準（市長にあっては、第8号に定める基

準)に適合しないものについては、同項の規定による許可をしてはならない。

- (1) 伝統的建造物の増築もしくは改築または修繕、模様替えもしくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、これらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠または色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (2) 伝統的建造物の移転(当該保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。)については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (4) 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築もしくは改築または修繕、模様替えもしくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、これらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠または色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しくそなうものでないこと。
- (5) 前号の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しくそなうものでないこと。
- (6) 第4号の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区的歴史的風致を著しくそなうものでないこと。
- (7) 前条第1項第3号から第6号までに掲げる行為については、これらの行為後の地ぼうその他の状態が当該保存地区的歴史的風致を著しくそなうものでないこと。
- (8) 前各号に定めるほか、当該行為後の建築物等または土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存または当該保存地区的環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。
(国の機関等が行なう行為等の特例)

第6条 国または地方公共団体の機関(法令の規定により国、国の行政機関または地方公共団体とみなされた法人を含む。以下「国の機関等」という。)が行なう行為については、第4条第1項の規定による許可を受けることを要しない。この場合において、国の機関等は、第4条第1項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長及び教育委員会に協議しなければならない。

第7条 次に掲げる行為については、第4条第1項の規定による許可を受け、又は前条後段の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為で、当該許可又は協議に係るものをしてやうとする者は、あらかじめ、市長及び教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

- (1) 河川法第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の管理に係る行為
- (2) 道路交通の安全のために必要な施設の管理に係る行為
- (3) 気象、地象又は洪水その他これらに類する現象の観測又は

通報の用に供する施設の管理に係る行為

- (4) 都市公園法の規定による都市公園又は公園施設の管理に係る行為
- (5) 法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は法第109条第1項の規定により指定され、若しくは法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (6) 道路法の規定による道路の維持又は修繕に係る行為
- (7) 道路運送法の規定による一般自動車道の管理に係る行為
- (8) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系(これらの支持物を含む。以下同じ。)及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (9) 次に掲げる建築物等の管理に係る行為
 - ア 電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が行うその事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設
 - イ 基幹放送(放送法第2条第2号に規定する基幹放送をいう。)又は優先テレビジョン放送(有線電気通信設備を用いて行われる同条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。)の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設
 - ウ 電気事業法の規定による電気事業の用に供する電気工作物
 - エ ガス事業法に規定するガス工作物
- (10) 水道法の規定による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法の規定による工業用水道事業の用に供する水管、水路若しくは配水池又は下水道法の規定による下水道の排水管若しくはこれを補完するために設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為
- (11) 前各号に掲げるもののほか、保存地区的保存に著しい支障をおよぼすおそれがないと認めて市長が指定するもの(助言等)

第8条 市長及び教育委員会は、保存地区的保存のために必要があると認めるときは、保存地区内において第4条第1項各号に掲げる行為をしようとする者またはした者に対して、必要な助言または勧告をすることができる。

(許可の取消し等)

第9条 市長及び教育委員会は、次の各号の一に該当する者に対して、保存地区的保存のために必要な限度において、第4条第1項の規定によってした許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するために必要な措置を探ることを命じることができる。

- (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の請

- 負人（請負工事の下請人を含む。）
- (3) 第4条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者
- (4) 詐欺その他不正な手段により、第4条第1項の規定による許可を受けた者
(経費の補助等)

第10条 本市は、保存地区の保存のために必要と認められるときは、保存地区内における建築物等及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景または復旧について、予算の範囲内において、当該建築物等または物件の所有者、管理者もしくは占有者に対し、その経費の一部を補助するものとする。

2 前項の規定に基づく補助については、京都市補助金等の交付等に関する条例の規定を適用する。

(罰則)

第11条 次の各号の一に該当する者は、500,000円以下の罰金

に処する。

- (1) 第4条第1項の規定に違反した者
(2) 第9条の規定による命令に違反した者
(両罰規定)

第12条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人または人の業務または財産に関して前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても、前条の刑を科する。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が定める。

附 則（平成23年11月11日条例第16号）

(施行期日)

1 この条例は、平成23年11月11日から施行する。

京都市伝統的建造物群保存地区条例施行規則

改正 平成8年3月29日規則第95号

昭和51年6月8日規則第42号

(許可申請の手続等)

第1条 京都市伝統的建造物群保存地区条例（以下「条例」という。）第4条第1項の規定により許可を受けようとする者は、伝統的建造物群保存地区内行為許可申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる図書を各2通添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 次に掲げる行為の区分に応じ、それぞれに掲げる図書
ア 条例第4条第1項第1号及び第2号に掲げる行為で、建築物に係るもの 別表1の項及び2の項に掲げる図書
イ 条例第4条第1項第1号及び第2号に掲げる行為で、建築物以外の工作物に係るもの 別表1の項及び3の項に掲げる図書
ウ 条例第4条第1項第3号から第6号までに掲げる行為
別表1の項及び4の項に掲げる図書

(2) その他市長が必要と認める図書

2 市長は、前項の申請があったときは、許可又は不許可を決定し、許可通知書又は不許可通知書を申請者に交付するものとする。

(行為の完了の届出)

第2条 条例第4条第1項の規定により許可を受けたものは、当該許可を受けた行為が完了し、または行為を中止したときは、すみやかにその旨を届け出なければならない。

(許可標識の設置)

第3条 条例第4条第1項の規定により許可を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中、当該行為を行う土地の区域内の見やすい場所に、次の各号に掲げる事項を記載した標識を設置して

おかなければならぬ。

- (1) 許可の年月日及び許可番号
(2) 行為の内容
(3) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
(協議の手続等)

第4条 条例第6条の規定により協議をしようとする者は、伝統的建造物群保存地区内行為協議申出書（第2号様式）に第1条第1項各号に掲げる図書を各2通添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の協議があった場合において、協議が成立したときは、協議成立書を当該協議をした者に交付するものとする。
(通知の手続)

第5条 条例第7条の規定により通知をしようとする者は、伝統的建造物群保存地区内行為通知書（第3号様式）に第1条第1項各号に掲げる図書を各2通添えて、市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する

別表（第1条関係）

区分	図書	明示すべき事項
1	付近見取図	縮尺、方位及び道路
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線及びその明示の方法、敷地内における建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の位置及び用途、申請に係る建築物等と他の建築物等との別又は申請に係る行為の範囲、敷地が接する道路の位置及び幅員並びに隣接する建築物等の用途及び概要
2	各階平面図	縮尺、方位、間取り並びに壁及び開口部の位置
	4面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに外壁及び軒裏の構造、仕上材料及び色彩
	2面以上の断面図	縮尺、軒及びひさしの出、軒の高さ並びに建築物の高さ
3	平面図	縮尺及び主要部分の寸法
	横断面図	
	4面以上の側面図	縮尺、主要部分の寸法及び工作物の高さ
4	仕様書	行為の内容

京都市伝統的建造物群保存地区内における建築物の制限の緩和に関する条例

平成8年3月21日条例第55号
施行平成8年4月1日

改正 平成16年10月20日条例第13号

（目的）

第1条 この条例は、建築基準法（以下「法」という。）第85条の3の規定に基づき、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）伝統的建造物群保存地区（以下「都市計画」という。）の区域内における法の規定による建築物の敷地及び構造に関する制限の緩和に関し必要な事項を定めることにより、京都市伝統的建造物群保存地区条例（以下「保存地区条例」という。）において定められた現状変更の規制及び保存のための措置を確保し、もって良好な都市環境の保全を図ることを目的とする。

（建築物の敷地及び構造に関する制限の緩和）

第2条 都市計画の区域のうち別表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ、同表の中欄に掲げる建築物については、同表の右欄に掲げる法の規定は、適用しない。

（委任）

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則（平成16年10月20日条例第13号）

この条例は、景観法の施行の日から施行する。

別表（第2条関係）

区域	建築物	適用しない法の規定
都市計画において上賀茂伝統的建造物群保存地区と定められた区域	大規模の修繕（法第2条第14号に規定する大規模の修繕をいう。以下同じ。）又は大規模の模様替（同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。以下同じ。）をする伝統的建築物（保存地区条例第3条第2項第2号に規定する伝統的建造物である建築物をいう。以下じ。）	第52条及び第53条
都市計画において祇園新橋伝統的建造物群保存地区及び産寧坂伝統的建造物群保存地区と定められた区域	(1) 新築、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替をする建築物で、当該行為について保存地区条例第4条第1項の規定による許可を受け、又は保存地区条例第6条の規定による協議が成立したもの	第44条第1項本文及び第56条第1項第1号
	(2) 大規模の修繕又は大規模の模様替をする伝統的建築物（前号に該当するものを除く。）で、その外観を変更することとならないものと市長が認定したもの	
都市計画において嵯峨鳥居本伝統的建造物群保存地区と定められた区域	大規模の修繕又は大規模の模様替をする伝統的建築物	第53条
都市計画において嵯峨鳥居本伝統的建造物群保存地区と定められた区域	大規模の修繕又は大規模の模様替をする伝統的建築物	第22条第1項本文、第52条及び第53条

京都市伝統的建造物群保存地区内における建築物の制限の緩和に関する条例施行規則

平成8年3月29日規則第108号
施行平成8年4月1日

(認定の申請)

第1条 京都市伝統的建造物群保存地区内における建築物の制限の緩和に関する条例別表の規定による認定を受けようとする者は、伝統的建築物外観不変更認定申請書（別記様式）に次の各号に掲げる図書を各2通添えて、市長に提出しなければならない。

1 別表に掲げる図書

2 その他市長が必要と認める図書

(認定等の通知)

第2条 市長は、前条の申請があったときは、認定又は不認定を決定し、認定通知書又は不認定通知書を申請者に交付するものとする。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

図 書	明 示 す べき 事 項
付近見取図	縮尺、方位及び道路
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線及びその明示の方法、敷地内における建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物等との別、敷地が接する道路の位置及び幅員並びに隣接する建築物等の用途及び概要
各階平面図	縮尺、方位、間取り並びに壁及び開口部の位置
4面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに外壁及び軒裏の構造、仕上材料及び色彩
2面以上の断面図	縮尺、軒及びひさしの出、軒の高さ並びに建築物の高さ

京都市伝統的建造物群保存地区補助金交付規則

昭和51年11月9日規則第112号
平成5年6月16日規則第28号

改正 平成11年11月26日規則第68号、平成17年1月24日規則第67号、平成22年4月1日規則第139号

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「補助金条例」という。）その他別に定めがあるもののほか、京都市伝統的建造物群保存地区条例第10条第1項の規定による補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 保存地区文化財保護法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区をいう。

(2) 伝統的建造物群 文化財保護法第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群で保存地区内にあるものをいう。

(3) 建築物等 建築物（建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。）その他の工作物をいう。

(4) 伝統的建造物 伝統的建造物群を構成している建築物等をいう。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる行為は、次に掲げる行為（以下「補助行為」という。）とする。

(1) 伝統的建造物の移転又はその外観に係る修繕、模様替え若しくは色彩の変更（その外観と密接な関連を有する部分の修繕及び模様替えを含む。）で、伝統的建造物群の特性を維持するため特に必要と認められるもの

(2) 伝統的建造物の増築又は改築で、伝統的建造物群の特性を維

持するため特に必要と認められるもの

(3) 保存地区内における伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築、移転若しくは除却又はその外観に係る修繕、模様替え若しくは色彩の変更（その外観と密接な関連を有する部分の修繕及び模様替えを含む。）で、当該保存地区の歴史的風致を維持するため特に必要と認められるもの

(4) 伝統的建造物群と一体を成す環境を保存するため特に必要と認められる物件の復旧

(5) 保存地区内にある建築物等の管理のために必要な防災設備、標識、説明板その他の施設又は設備の設置、修理又は改善で、当該保存地区の保存のため特に必要と認められるもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、保存地区的保存のため特に必要と認められる行為

2 補助金の交付の対象者は、補助行為に係る建築物等又は物件の所有者、管理者又は占有者で、補助行為を行うものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助行為に要する費用の額に、前条第1項第1号、第4号又は第5号に掲げる行為にあっては5分の4、同項第2号、第3号又は第6号に掲げる行為にあっては3分の2（市長が特に必要があると認めるときは、5分の4）を乗じて得た額の範囲内において別に定める額とする。

2 補助金の限度額は、1件につき6,000,000円とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 補助金条例第9条に規定する市長等が定める期日は、補

助行為に着手しようとする日の14日前の日とする。

2 補助金条例第9条に規定する別に定める事項を記載した申請

書は、伝統的建造物群保存地区補助金交付申請書（第1号様式。

以下「申請書」という。）とする。

3 補助金条例第9条に規定する市長等が必要と認める書類は、

次に掲げるもとする。

(1) 見積書

(2) 設計図書

(3) 現況写真

(4) その他別に定める書類

（申請事項等の変更の承認）

第6条 補助金条例第12条第1項の規定による通知を受けた者

は、交付申請書若しくはその添付書類に記載した事項を変更し、

又は補助行為を中止しようとするときは、補助行為変更・中止承

認申請書（第2号様式）に別に定める書類を添えて市長に提出

し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第7条 補助金条例第18条第1項に規定する報告は、補助行為

が完了した日から14日以内に行わなければならない。

2 補助金条例第18条第1項に規定する報告書は、実績報告書

（第3号様式）とする。

3 補助金条例第18条第1項に規定する市長等が定める書類

は、次に掲げるものとする。

(1) 完了写真

(2) 領収書その他の補助行為の実施に要した費用を支払ったこと
を証する書類

(3) その他別に定める書類

（補則）

第8条 この規則において別に定めることとされている事項及び

この規則の施行に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

附 則（平成22年4月1日規則第139号）

1 この規則は平成22年4月1日から施行する。

伝統的建造物群保存地区都市計画決定の告示

京都市告示第55号

都市計画法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）伝統的建造物群保存地区を決定したので、同法第20条第1項の規定により公衆の縦覧に供します。

昭和51年6月8日

京都市長 船橋求己

1. 都市計画の決定にかかる土地の区域

産寧坂伝統的建造物群保存地区

京都市東山区祇園町南側、清水二丁目、清水三丁目、下河原町、南町、鷺尾町、金園町、八坂上町および柳屋町の各一部

祇園新橋伝統的建造物群保存地区

京都市東山区元吉町、末吉町、清本町および橋本町の各一部

2. 縦覧場所

京都市中京区寺町通押小路下る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市計画課

統的建造物群保存地区を変更しました。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該変更に係る都市計画の図書を次のとおり縦覧に供します。

昭和63年4月7日

京都市長職務代理者

京都市助役 奥野康夫

1 都市計画を変更する土地の区域

上賀茂伝統的建造物群保存地区

京都市北区上賀茂藤ノ木町、同区上賀茂山本町、同区上賀茂南大路町、同区上賀茂中大路町及び同区上賀茂池殿町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市計画課

京都市告示第176号

都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）伝統的建造物群保存地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により公衆の縦覧に供します。

昭和54年2月9日

京都市長 船橋求己

1 都市計画の変更に係る土地の区域

嵯峨鳥居本伝統的建造物群保存地区

追加する部分

京都市右京区

嵯峨亀ノ尾町、嵯峨鳥居本小坂町、嵯峨鳥居本六反町、嵯峨鳥居本仙翁町、嵯峨鳥居本仏龕田町、嵯峨鳥居本化野町、嵯峨鳥居本一華表町及び嵯峨鳥居本深谷町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通押小路下る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市計画課

京都市告示第32号

都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）伝

京都市告示第257号

都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）伝統的建造物群保存地区を変更しました。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該変更に係る都市計画の図書を次のとおり縦覧に供します。

平成7年12月20日

京都市長 田邊朋之

1 都市計画の名称及び都市計画を変更する土地の区域

産寧坂伝統的建造物群保存地区

京都市東山区祇園町南側、同区清水二丁目、同区清水三丁目、同区下河原町、同区南町、同区鷺尾町、同区金園町、同区八坂上町、同区柳屋町及び同区星野町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

産寧坂伝統的建造物群保存地区保存計画

昭和51年7月1日京都市告示第69号
京都市教育委員会告示第1号

改正 昭和54年8月20日、平成5年6月16日、平成7年12月20日、平成13年4月12日、平成16年12月24日
平成19年9月21日、平成21年12月28日、平成24年1月26日

1 保存地区の保存に関する基本計画

(1) 発祥と沿革

東山山麓に位置する当地区一帯は、京都の東郊として早くから開けたところで、平安京以前からの歴史が重畠し、今も多くの歴史的遺産を有している。

当地区は、当初、清水寺、法觀寺、祇園社などの門前町としてはじまったが、江戸時代中期以降は、これらの社寺を巡る道に沿って市街地が形成され、さらに明治・大正時代の市街地の拡大をみて、今日に至っている。

なお、現在の道に沿って建ち並ぶ茶店や伝統工芸品を商う店は、近世の名所巡りの系譜をひくものとみることができる。

また、石塀小路一帯は、明治時代末期から大正時代初期にかけて、貸家経営を目的とする宅地開発が行われて、今日に至っている。当地区的景観は、下河原通と高台寺北門通を結ぶ路地（石塀小路）に特徴があり、連続する石畳や石塀、石垣は、当初の様式を保つ和風住宅群と共に大正時代初期の町並みの面影をよく残し、京都市内でも独特の空間となっている。

(2) 現況及び保存に関する基本的な考え方

当地区は、八坂ノ塔（法觀寺）、高台寺などの由緒ある社寺建築物、産寧坂、二年坂の石段と折れ曲がった石畳の坂道、そしてこの道に沿って建ち並ぶ江戸時代末期から大正時代にかけての町家などが一体となってすぐれた歴史的風致を形成している。当地区的建造物のうち伝統的建造物は、約65パーセントであり、江戸時代から明治時代にかけての建築であるむしろ造り町家、明治時代の本2階建町家、主として大正時代の変形町家、茶室建築の手法を取り入れた数寄屋風建築、道に面して門と塀のある和風邸宅、石塀小路において主として大正時代に建てられた石塀小路町家の6種類に大別される。そして、これらの建築物の1階部分を伝統工芸品を売る店舗にしているところも多く、それぞれに風趣のある伝統的な店構えをみせている。これらの特色ある建築物等は、主として同種類ごとに、又は他の種類とまじりあって群を構成し、それぞれに京町家の伝統を生かしながら趣の異なった特性を示している。

建築物等の修理、修景、復旧等については、当地区的伝統的建造物群の特性に応じて行い、併せて、良好な都市環境の整備を図る。

(3) 概要

当地区において、伝統的建造物群の特性を維持していると認められる約65パーセントの建造物を伝統的建造物と定める。

伝統的建造物については、主として外観を維持するため修

理を実施し、伝統的建造物以外の建造物については、当地区的伝統的建造物の特性と調和するよう修景を実施する。そのほか、当地区的保存のため必要な施設及び設備並びに環境の整備を行うとともに地区の保存のために必要と認められるときは、建築物等の修理、修景等に要する経費の一部について補助金交付規則により補助する。

2 保存地区内における「伝統的建造物」及び「伝統的建造物群と一緒にをなす環境を保存するために特に必要と認められる物件」の認定

(1) 伝統的建造物

伝統的様式の外観を持つもので、伝統的建造物群の特性を維持していると認められるもの。

（図-1、表-1）

(2) 伝統的建造物群と一緒にをなす環境を保存するために特に必要と認められる物件

産寧坂並びに二年坂の石段及び石畳、樹木、樹林、庭園樹林、石標、石灯籠、石垣

（図-2、表-2）

3 保存地区内における建築物等の保存整備計画

(1) 建築物等の保存整備にあたっては、次に掲げる当地区的伝統的建造物群の特性に応じて行う。

特性

八坂ノ塔、高台寺などの由緒ある社寺建築物、江戸時代末期から大正時代にかけての京町家等、それぞれに工夫のこらされた建造物が、産寧坂、二年坂の石段、折れ曲がった石畳の坂道、縁と土塀に囲まれた道などに沿って建ち並び、全体として京都らしい伝統的なたたずまいを示している。これらの伝統的建造物群も外観のまとまり、地形の変化などにより五つの区域に分けることができる。

ア 産寧坂から二年坂までの区域は、1階部分を店舗とするむしろ造り町家や本2階建町家が軒をつらね、門と塀のある和風住宅が点在している。

イ 二年坂から石段を降りて京都神社までの区域は、数寄屋風の変形町家が多く軒をつらねている。

ウ 二年坂から八坂ノ塔を経て高台寺表門までの区域は、むしろ造り町家、本2階建町家、和風邸宅、社寺建築物などが八坂ノ塔を中心に混在している。

エ 高台寺表門から円山公園までの区域は、高台寺^{こうだいじ}塔頭群とその土塀が縁の中につらなり、数寄屋風の茶店や門と塀のある和風邸宅が建ち並んでいる。

オ 石塀小路に面する区域は、石畳の路地に沿って、前庭と連続する石塀や屋根小壁付板塀などを持つ2階建ての和風住宅が建ち並んでいる。

(2) 保存整備計画

- ア 伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため、表3に定める基準により修理を実施する。ただし、基準に規定のないものについては、その建造物固有の様式に従い修理を実施する。
- イ 伝統的建造物以外の建造物については、当地区の伝統的建造物群の特性と調和するように表3に定める基準に準じて修景を実施する。
- 4 保存地区内における建築物等及び伝統的建造物群と一緒にをなす環境を保存するため特に必要と認められる物件に係る助成措

置等

建造物等の修理、修景、復旧及び管理に要する経費の助成については、市長が定める。

5 保存地区の保存のために必要な管理に関する施設及び設備並びに環境の整備

- (1) 当地区の要所に伝統的建造物群保存地区であることがわかる標識又は説明板を設置する。
- (2) 当地区の防災面の向上を期するため、必要箇所に防火水そうなどの消防水利その他消防活動上必要な設備を整備し、火災感知器などの消防用設備を設置する。

表1 伝統的建造物

番号	種別	員数	所在地
J1	主屋	1棟	清水二丁目 223 番地
J1-2	付属屋	1棟	
J1-3	玉垣	1箇所	
J2	主屋	1棟	清水二丁目 227 番地
L2	主屋	1棟	清水三丁目 318 番地の 2
L3	主屋	1棟	清水三丁目 318 番地の 1
L5	主屋	1棟	清水三丁目 328 番地, 330 番地, 332 番地, 334 番地
L5-2	蔵	1棟	
L5-4	門扉	1箇所	
L7	主屋	1棟	清水三丁目 337 番地の 4, 337 番地の 5
L7-2	蔵	1棟	
L7-3	門扉	1箇所	
L7-4	茶室	1棟	
L8	主屋	1棟	清水三丁目 337 番地の 2
L8-2	蔵	1棟	
L8-3	門扉	1箇所	
L9	主屋	1棟	清水三丁目 341 番地
L11	主屋	1棟	清水三丁目 341 番地
L14-2	垣	1箇所	清水三丁目 343 番地
L17	主屋	1棟	清水三丁目 315 番地
L18	主屋	1棟	清水三丁目 317 番地
L19	主屋	1棟	清水三丁目 317 番地の 1
L20	主屋	1棟	清水三丁目 317 番地の 2
L21	主屋	1棟	清水三丁目 319 番地の 2
L22	主屋	1棟	清水三丁目 319 番地の 1
L23	主屋	1棟	清水三丁目 321 番地
L24	主屋	1棟	清水三丁目 323 番地
L25	主屋	1棟	清水三丁目 323 番地
L26	主屋	1棟	清水三丁目 323 番地の 5
L27	主屋	1棟	清水三丁目 327 番地の 4
L28	主屋	1棟	清水三丁目 331 番地の 2
L29	主屋	1棟	清水三丁目 331 番地の 1
L30	主屋	1棟	清水三丁目 333 番地の 4
L32	主屋	1棟	清水三丁目 336 番地
L33	主屋	1棟	清水三丁目 338 番地
L34	主屋	1棟	清水三丁目 339 番地の 2
L36	主屋	1棟	清水三丁目 340 番地の 4
L37	主屋	1棟	清水三丁目 340 番地の 3
L38	主屋	1棟	清水三丁目 340 番地の 1, 340 番地の 2
L39	主屋	1棟	清水三丁目 340 番地, 344 番地, 345 番地
L39-2	付属屋	1棟	
L39-3	蔵	1棟	
L39-4	門扉	1箇所	
L40	主屋	1棟	清水三丁目 346 番地
L40-2	庫裏	1棟	
L40-3	門	1棟	
L41	主屋	1棟	清水三丁目 346 番地
L44	主屋	1棟	清水三丁目 316 番地の 1
L46	主屋	1棟	清水三丁目 348 番地
L47	主屋	1棟	清水三丁目 348 番地

L48	主屋	1棟	清水三丁目 323 番地の 4
M2	主屋	1棟	樹屋町 351 番地
M3	主屋	1棟	樹屋町 351 番地の 14
M4	主屋	1棟	樹屋町 351 番地の 13
M5	主屋	1棟	樹屋町 351 番地の 12
M6	主屋	1棟	樹屋町 351 番地の 11
M7	主屋	1棟	樹屋町 351 番地の 6
M8	主屋	1棟	樹屋町 351 番地の 3
M9	主屋	1棟	樹屋町 351 番地の 4
M11	主屋	1棟	樹屋町 352 番地
M12	主屋	1棟	樹屋町 352 番地
M17	主屋	1棟	樹屋町 351 番地の 7
M19	主屋	1棟	樹屋町 351 番地の 9
M21	主屋	1棟	樹屋町 352 番地, 352 番地の 1
M21-2	門扉	1箇所	
M22	主屋	1棟	樹屋町 365 番地の 1
M22-3	門扉	1箇所	
M24	主屋	1棟	樹屋町 349 番地の 14
M25	主屋	1棟	樹屋町 349 番地の 15
M26	主屋	1棟	樹屋町 349 番地の 16
M27	主屋	1棟	樹屋町 349 番地の 17
M28	主屋	1棟	樹屋町 349 番地の 18
M29	主屋	1棟	樹屋町 349 番地の 26
M32	主屋	1棟	樹屋町 349 番地の 23
M35	主屋	1棟	樹屋町 349 番地
M35-2	門扉	1箇所	
M37	主屋	1棟	樹屋町 349 番地の 7
M38	主屋	1棟	樹屋町 349 番地の 8
M39	主屋	1棟	樹屋町 349 番地の 9
M40	主屋	1棟	樹屋町 349 番地の 10
M43	主屋	1棟	樹屋町 363 番地の 21
M51	主屋	1棟	樹屋町 363 番地の 9
M52	主屋	1棟	樹屋町 363 番地の 9
M57	主屋	1棟	樹屋町 363 番地の 6
M57-2	門扉	1棟	
M59-2	門	1棟	樹屋町 363 番地の 3
M61	主屋	1棟	樹屋町 362 番地の 15
M62	主屋	1棟	樹屋町 362 番地の 16
M63	主屋	1棟	樹屋町 362 番地の 17
M64	主屋	1棟	樹屋町 362 番地の 18
M65	主屋	1棟	樹屋町 362 番地の 19
M67	主屋	1棟	樹屋町 362 番地
M70	主屋	1棟	樹屋町 362 番地の 6
M71	主屋	1棟	樹屋町 362 番地の 7
M72	主屋	1棟	樹屋町 362 番地の 8
M73	主屋	1棟	樹屋町 362 番地の 9
M74	主屋	1棟	樹屋町 362 番地の 10
M75	主屋	1棟	樹屋町 362 番地の 12
S1	表門	1棟	下河原町 534 番地先
S2-2	門	1箇所	下河原町 469 番地
S4	主屋	1棟	下河原町 533 番地
S4-2	門扉	1箇所	

S5	主屋	1棟	下河原町 533 番地先
S5-2	庫裏	1棟	
S6	本堂	1棟	下河原町 533 番地先
S7	主屋	1棟	下河原町 525 番地
S7-2	土蔵	1棟	
S7-3	門塀	1箇所	
S8	主屋	1棟	下河原町 463 番地の 29
S9	主屋	1棟	下河原町 463 番地の 30
S9-2	門塀	1箇所	
S11-2	門塀	1箇所	下河原町 463 番地の 27
S12	主屋	1棟	下河原町 463 番地の 24, 463 番地の 28
S12-3	店舗	1棟	
S12-4	門塀	1箇所	
S13	主屋	1棟	下河原町 463 番地の 23
S14	主屋	1棟	下河原町 530 番地
S14-2	長屋門	1棟	
S14-3	土塀	1箇所	
S14-4	向唐門	1棟	
S14-5	土塀	1箇所	
S14-6	付属屋	1棟	
S14-7	土蔵	1棟	
S14-8	御堂	1棟	
S15-3	門塀	1箇所	下河原町 535 番地
S16	主屋	1棟	下河原町 536 番地
S16-2	数寄屋	1棟	
S17	主屋	1棟	下河原町 463 番地の 39
S18	主屋	1棟	下河原町 462 番地
S19-2	社	1棟	下河原町 462 番地
S19-3	門塀	1箇所	
S20	主屋	1棟	下河原町 462 番地
S23	本堂	1棟	下河原町 462 番地
S23-2	門塀	1箇所	
S24	主屋	1棟	下河原町 463 番地の 2
S24-2	門	1箇所	
S25	主屋	1棟	下河原町 477 番地
S25-2	門	1箇所	
W1	主屋	1棟	鷺尾町 516 番地, 517 番地
W1-2	蔵	1棟	
W1-3	門塀	1箇所	
W3	主屋	1棟	鷺尾町 519 番地
W3-2	門塀	1箇所	
W4	主屋	1棟	鷺尾町 520 番地
W4-2	門塀	1箇所	
W5	主屋	1棟	鷺尾町 521 番地
W6	主屋	1棟	鷺尾町 522 番地の 1
W7	主屋	1棟	鷺尾町 523 番地
W7-2	門塀	1箇所	
W8	主屋	1棟	鷺尾町 524 番地
W9	主屋	1棟	鷺尾町 524 番地
W9-2	茶室	1棟	
W9-3	門垣	1箇所	
W9-4	御堂	1棟	
W12	主屋	1棟	鷺尾町 511 番地, 513 番地
W12-2	門塀	1箇所	
W13	主屋	1棟	鷺尾町 512 番地, 512 番地の 2
W13-2	門塀	1箇所	
W14	主屋	1棟	鷺尾町 512 番地の 1, 512 番地の 3, 512 番地の 4
W14-2	付属屋	1棟	
W14-3	門塀	1箇所	
G1	鐘楼	1棟	祇園町南側 594 番地の 1
G1-2	東門	1棟	
G1-3	南門	1棟	
G1-4	祇園閣	1棟	
Y1	主屋	1棟	八坂上町 368 番地の 1
Y2	主屋	1棟	八坂上町 368 番地の 1
Y5	主屋	1棟	八坂上町 368 番地の 2
Y6	主屋	1棟	八坂上町 368 番地の 2
Y7	主屋	1棟	八坂上町 370 番地, 372 番地
Y9	主屋	1棟	八坂上町 374 番地の 1
Y12	主屋	1棟	八坂上町 383 番地, 384 番地,
Y12-2	付属屋	1棟	385 番地, 385 番地の 1, 385 番地の 8
Y12-3	茶室	1棟	
Y12-4	土蔵	1棟	
Y12-5	門塀	1箇所	
Y19-2	蔵	1棟	八坂上町 373 番地, 375 番地
Y19-3	門塀	1箇所	
Y21	塔	1棟	八坂上町 377 番地の 1, 338 番地
Y21-2	堂	1棟	
Y21-3	堂	1棟	
Y21-4	庫裏	1棟	
Y21-5	柵	1箇所	
Y22	主屋	1棟	八坂上町 388 番地の 1
Y27	主屋	1棟	八坂上町 371 番地の 1, 371 番地の 3, 371 番地の 6
Y27-2	茶室	1棟	
Y27-3	門塀	1箇所	
K3	主屋	1棟	金園町 388 番地の 1
K4	主屋	1棟	金園町 390 番地の 1
K4-2	付属屋	1棟	
K4-3	門塀	1箇所	
K5	主屋	1棟	金園町 390 番地の 2
K5-2	付属屋	1棟	
K5-3	門塀	1箇所	
K6	主屋	1棟	金園町 391 番地
K10	主屋	1棟	金園町 393 番地
K11	主屋	1棟	金園町 399 番地, 401 番地
K17	主屋	1棟	金園町 396 番地
K18	主屋	1棟	金園町 398 番地
K18-2	門塀	1箇所	
K19	主屋	1棟	金園町 400 番地の 2, 400 番地の 3, 400 番地の 4, 400 番地の 8
K19-2	蔵	1棟	
K19-3	付属屋	1棟	
K19-4	門塀	1箇所	
K20	主屋	1棟	金園町 408 番地
N3	主屋	1棟	南町 420 番地
N5	主屋	1棟	南町 413 番地
N8	本堂	1棟	南町 411 番地, 411 番地の 1
N8-5	門	1棟	
N9	主屋	1棟	南町 412 番地の 1
2WS	主屋	1棟	下河原町 480 番地の 2
2WW	板塀	1箇所	
2SP	石塀	1箇所	
3WS	主屋	1棟	下河原町 480 番地の 3
3WG	門	1棟	
3WW	板塀	1箇所	
3SP	石塀	1箇所	
4WS1	主屋	1棟	下河原町 463 番地の 18
4WS2	付属屋	1棟	
4WS3	付属屋	1棟	
4WG1	門	1棟	
4WG2	門	1棟	
4SP	石塀	1箇所	
4MW	土塀	1箇所	
4BW	竹垣	1箇所	
5WS	主屋	1棟	下河原町 463 番地の 17
5WW	板塀	1箇所	
5SP	石塀	1箇所	
6WS	主屋	1棟	下河原町 463 番地の 16
6SP	石塀	1箇所	
6SW	石垣	1箇所	
7WS	主屋	1棟	下河原町 463 番地の 15
7SP	石塀	1箇所	
7SW	石垣	1箇所	
8SP	石塀	1箇所	下河原町 463 番地の 14
8SW	石垣	1箇所	
9WS	主屋	1棟	下河原町 489 番地の 3, 541 番地
11WS	主屋	1棟	下河原町 489 番地の 1
11WG	門	1棟	
11WW	板塀	1箇所	
12SP	石塀	1箇所	下河原町 463 番地の 10

12SW	石垣	1箇所	
13WS	主屋	1棟	下河原町 463 番地の 9
13WG	門	1棟	
13SP	石塀	1箇所	
13SW	石垣	1箇所	
14WS	主屋	1棟	下河原町 463 番地の 8
14WG	門	1棟	
14SP	石塀	1箇所	
14SW	石垣	1箇所	
15WS	主屋	1棟	下河原町 463 番地の 7
15WG	門	1棟	
15SP	石塀	1箇所	
15SW	石垣	1箇所	
16WS	主屋	1棟	下河原町 463 番地の 6
16WG	門	1棟	
16SP	石塀	1箇所	
16SW	石垣	1箇所	
17SP	石塀	1棟	下河原町 463 番地の 11
17SW	石垣	1箇所	
18WG	門	1棟	下河原町 463 番地の 12
18SP	石塀	1箇所	
18SW	石垣	1箇所	
19SP	石塀	1箇所	下河原町 463 番地の 13
19SW	石垣	1箇所	
20WG	門	1棟	下河原町 463 番地の 19
20SP	石塀	1箇所	
20SW	石垣	1箇所	
21WS	主屋	1棟	下河原町 463 番地の 20
21WG	門	1棟	
21SP	石塀	1箇所	
21SW	石垣	1箇所	
22WS	主屋	1棟	下河原町 463 番地の 21
22SP	石塀	1箇所	
22SW	石垣	1箇所	

23WS	主屋	1棟	下河原町 463 番地の 22
23WG	門	1棟	
23SP	石塀	1箇所	
23SW	石垣	1箇所	
25WS	主屋	1棟	下河原町 463 番地の 25
25WG	門	1棟	
25WW	板塀	1箇所	
25SP	石塀	1箇所	
25SW	石垣	1箇所	
32WS	主屋	1棟	下河原町 463 番地の 31
32WG	門	1棟	
32WW	板塀	1箇所	
33WW	板塀	1箇所	下河原町 463 番地の 32
34WS	主屋	1棟	下河原町 463 番地の 33
35WS	主屋	1棟	下河原町 463 番地の 34
35WG	門	1棟	
35WW	板塀	1箇所	
35SP	石塀	1箇所	
35SW	石垣	1箇所	
36WS	主屋	1棟	下河原町 463 番地の 35
36SP	石塀	1箇所	
36SW	石垣	1箇所	
37WS	主屋	1棟	下河原町 463 番地の 36
37WG	門	1棟	
37SP	石塀	1箇所	
37SW	石垣	1箇所	
38WS	主屋	1棟	下河原町 463 番地の 37
38SP	石塀	1箇所	
38SW	石垣	1箇所	
39WS	主屋	1棟	下河原町 479 番地
CG1	路地門	1棟	下河原町 480 番地
CG2	路地門	1棟	下河原町 480 番地

表2 伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件

番号	種別	員数	所 在 地
J '1	樹木	1本	清水二丁目 223 番地
L '1	石段（産寧坂）	1箇所	清水二丁目, 清水三丁目
L '2	樹林	1箇所	清水三丁目 320 番地, 322 番地
L '3	石畳	1箇所	清水三丁目 322 番地
L '4	樹木	1本	清水三丁目 330 番地
L '7	石段（年坂）	1箇所	清水三丁目, 樹屋町
M '1	石標	1箇所	樹屋町 352 番地先
M '2	樹木	2本	樹屋町 362 番地先
M '3	樹木	1本	樹屋町 365 番地の 1
S '1	石垣	1箇所	下河原町 462 番地
S '2	樹林	1箇所	下河原町 526 番地の 1
S '3	石段	1箇所	下河原町 462 番地
S '4	樹木	1本	下河原町 530 番地
S '5	庭園樹林	2箇所	下河原町 530 番地
S '6	庭園樹林	2箇所	下河原町 462 番地
S '7	石垣	1箇所	下河原町 462 番地
W '1	石標	1箇所	鷺尾町 524 番地先
W '2	石標	1箇所	鷺尾町 520 番地先
W '3	庭園樹林	1箇所	鷺尾町 524 番地, 525 番地
W '4	樹木	1本	鷺尾町 516 番地
W '5	樹木	1本	鷺尾町 520 番地
G '1	樹林	1箇所	祇園町南側 594 番地の 1
Y '1	庭園樹林	1箇所	八坂上町 338 番地
Y '2	庭園樹林	1箇所	八坂上町 371 番地の 3, 371 番地の 6
Y '3	石垣	1箇所	八坂上町 371 番地の 3, 371 番地の 6
K '1	樹木	1本	金園町 390 番地の 1
N '1	樹木	1本	南町 411 番地

PV	石畳	1箇所	下河原町 480 番地他
2PL	前庭植栽	1箇所	下河原町 480 番地の 2
3PL	前庭植栽	1箇所	下河原町 480 番地の 3
4PL	前庭植栽	1箇所	下河原町 463 番地の 18
6PL	前庭植栽	1箇所	下河原町 463 番地の 16
7PL	前庭植栽	1箇所	下河原町 463 番地の 15
11PL	前庭植栽	1箇所	下河原町 489 番地の 1
13PL	前庭植栽	1箇所	下河原町 463 番地の 9
14PL	前庭植栽	1箇所	下河原町 463 番地の 8
15PL	前庭植栽	1箇所	下河原町 463 番地の 7
16PL	前庭植栽	1箇所	下河原町 463 番地の 6
20PL	前庭植栽	1箇所	下河原町 463 番地の 19
21PL	前庭植栽	1箇所	下河原町 463 番地の 20
22PL	前庭植栽	1箇所	下河原町 463 番地の 21
23PL	前庭植栽	1箇所	下河原町 463 番地の 22
25PL	前庭植栽	1箇所	下河原町 463 番地の 25
32PL	前庭植栽	1箇所	下河原町 463 番地の 31
35PL	前庭植栽	1箇所	下河原町 463 番地の 34
36PL	前庭植栽	1箇所	下河原町 463 番地の 35
37PL	前庭植栽	1箇所	下河原町 463 番地の 36
38PL	前庭植栽	1箇所	下河原町 463 番地の 37
39PL	前庭植栽	1箇所	下河原町 479 番地
40PL	前庭植栽	1箇所	下河原町 530 番地

表3 1 建築物の外観の様式、材料及び色彩等の基準

名 称	構 造	屋根及び庇 <small>ひさし</small>	式 壁 面	材 料	色彩等
むしこ造り町家住居様式	木造真壁造りで中2階とし、平入り形式とする。	(1) 屋根は、切妻で日本瓦ぶきとし、屋根軒裏は、垂木及び野地板をみせる。 (2) 庇は、日本瓦ぶきとし、庇軒裏は、野地板をみせ、幕掛けを付ける。	(1) 壁は、しっくい塗壁又はプラスチック塗壁とする。 (2) 1階は、出格子又は平格子、引き込み格子戸、腰高羽目板張り及び戸袋によって構成する。 (3) 2階は、むしこ窓を付ける。	(1) 柱は、檜とし、その見掛け木部は1等上小節材とする。 (2) 造作部は木とし、その見掛け部は、1等上小節材以上の品質のものとする。 (3) 犬走りは、洗出し砂利仕上げその他これに類する仕上げとする。	木部は、べんがら塗り、生地仕上げその他これらに類する仕上げの色彩とする。
むしこ造り町家飾窓付店舗様式	同上	同上	(1) 壁は、しっくい塗壁又はプラスチック塗壁とする。 (2) 1階は、町家風飾窓及び腰高ガラス引違戸によって構成する。 (3) 2階は、むしこ窓を付ける。	同上	同上
むしこ造り土間店舗様式	同上	同上	(1) 壁は、しっくい塗壁又はプラスチック塗壁とする。 (2) 1階は、格子雨戸又は腰高ガラス引違戸によって構成する。 (3) 2階は、むしこ窓を付ける。	同上	同上
平家建町家飾窓付店舗様式	木造真壁造りで下屋付平家建とし、平入り形式とする。	(1) 屋根は、切妻で日本瓦ぶきとし、屋根軒裏は、垂木及び野地板をみせる。 (2) 小屋根は、日本瓦ぶきとし、小屋根軒裏は、野地板をみせ、幕掛けを付ける。	(1) 壁は、しっくい塗壁又はプラスチック塗壁とする。 (2) 町家風飾窓及び腰高ガラス引違戸によって構成する。	同上	同上
平家建町家土間店舗様式	同上	同上	(1) 壁は、しっくい塗壁又はプラスチック塗壁とする。 (2) 格子雨戸又は腰高ガラス引違戸によって構成する。	同上	同上
本2階建町家住居様式	木造真壁造りで2階建とし、平入り形式とする。	(1) 屋根は、切妻で日本瓦ぶきとし、屋根軒裏は、垂木及び野地板をみせる。 (2) 庇は、日本瓦ぶきとし、庇軒裏は、野地板をみせ、幕掛けを付ける。	(1) 壁は、京壁とする。 (2) 1階は、出格子又は平格子、引き込み格子戸、腰下見板張り及び戸袋によって構成する。 (3) 2階は、出格子窓又は平格子窓及び長押によって構成する。	同上	同上
本2階建町家飾窓付店舗様式	同上	同上	(1) 壁は、京壁とする。 (2) 1階は、町家風飾窓及び腰高ガラス引違戸によって構成する。 (3) 2階は、出格子窓又は平格子窓及び長押によって構成する。	同上	同上
本2階建町家土間店舗様式	同上	同上	(1) 壁は、京壁とする。 (2) 1階は、格子雨戸又は腰高ガラス引違戸によって構成する。 (3) 2階長押は、出格子窓又は平格子窓及び長押によって構成する。	同上	同上
変形町家住居様式	木造真壁造りで2階建とする。	(1) 屋根は、入母屋で日本瓦ぶきとし、屋根軒裏は、垂木及び野地板をみせる。 (2) 庇は、日本瓦ぶきとし、庇軒裏は、野地板をみせる。	(1) 壁は、京壁とする。 (2) 1階は、下地窓及び引違格子戸によって構成する。 (3) 2階は、下地窓塗込め窓わく又はむしこ窓並びに腰高ガラス窓及び手すりによって構成する。	同上	木部は、生地仕上げとする。
変形町家飾窓付店舗様式	同上	(1) 屋根は、入母屋で日本瓦ぶきとし、屋根軒裏は、垂木及び野地板をみせる。 (2) 庇は、日本瓦ぶきとし、庇軒裏は、垂木及び野地板をみせる。	(1) 壁は、京壁とする。 (2) 1階は、数寄屋風飾窓、腰高ガラス引違戸及び腰竹張り又は杉板張りによって構成する。 (3) 2階は、下地窓、腰高ガラス窓、手すり及び数寄屋風戸袋によって構成する。	同上	同上

数寄屋風飾窓付店舗様式	木造真壁造りで平家建とする。	(1) 屋根は、切妻又は入母屋で日本瓦ぶきとする。 (2) 床は、銅板ぶきとし、床軒裏は、化粧軒裏とする。	(1) 壁は、聚楽壁とする。 (2) 数寄屋風飾窓、ガラス格子引違戸又は腰高ガラス格子引違戸、下地窓又は下地欄間および腰竹張り又は腰杉皮張りによって構成する。	柱及び飾窓は、みがき丸太とし、造作部は木とし、その見掛け部は、1等以上小節材以上の品質のものとする。	
和風邸宅様式	木造真壁造りで平家建又は2階建とする。	(1) 屋根は、入母屋で日本瓦ぶきとし、屋根軒裏は、垂木及び野地板をみせる。 (2) 床は、日本瓦ぶきとし、床軒裏は、垂木及び野地板をみる。	(1) 壁は、京壁とする。 (2) 1階は、ガラス格子引違戸又は腰高ガラス引違戸下地窓又は下地欄間及び腰杉板張り又は腰杉皮張りによって構成する。 (3) 2階は、下地欄間、腰高ガラス窓、手すり、数寄屋風戸袋及び腰杉板張りによって構成する。	(1) 柱は、檜とし、その見掛け部は、1等上小節材とする。 (2) 造作部は木とし、その見掛け部は、1等上小節材以上の品質のものとする。 (3) 犬走りは、洗出し砂利仕上げその他これに類する仕上げとする。	同上
石塀小路町家住居様式	木造真壁造りで本2階建とする。石塀、前庭を持ち、突出下屋を持つものもある。	(1) 大家根は、切妻、入母屋又はその複合型とする。日本瓦ぶきとし、軒裏は、垂木及び化粧野地板をみせる。 (2) すだれ掛けを付け、すだれを掛る。 (3) 下屋は、日本瓦ぶきとし、床軒裏は、垂木及び化粧野地板をみせる	(1) 壁は、聚楽壁又はこれに準ずるもの及び杉板張り又は杉皮張りで構成する。 (2) 1階の開口部は、下地窓及び引違戸で構成する。 (3) 2階の開口部は、下地窓及び腰壁付又ははきだし引違戸とし、手すり又は持ち出し手すり付きとする。	(1) 造作部は、檜、杉又はこれに準じる材とする。 (2) 木部の見掛け部は、上小節材以上の品質のものとする。 (3) ガラスは、着色されたもの以外とする。	木部は、生地仕上げ又は古色仕上げとする。
石塀小路和風邸宅様式	木造真壁造りで本2階建とする。石塀、屋根小壁付板塀又は土塗塀を持つ。	同上	同上	同上	同上

表3 2 門の様式、材料及び色彩等の基準

様		式			材 料	色彩等
名 称	構 造	屋根及び下屋庇	壁 面	床 面		
透かし欄間付腕木門	木造で出桁を持つ。	日本瓦ぶきとし、軒裏は、小丸太垂木と化粧野地板をみせる。	(1) 透かし欄間は、ひねり横格子とする。 (2) そで壁は、杉板張りとし、腰石にのせる。	踏み面は、石又は豆砂利洗出しとし、段端は石とする。	(1) 木部は、檜、杉又はこれに準じる材とし、見掛け部は、上小節材以上の品質とする。 (2) 石は、花崗岩とする。	(1) 木部は、生地仕上げとする。 (2) 石は、荒さり仕上げとする。
小壁付腕木門門	同上	日本瓦ぶきとし、軒裏は、猿頬大面取垂木と化粧野地板をみせる。	(1) 小壁は、聚楽壁又はこれに準じるものとし、腰石にのせる。 (2) そで壁は、聚楽壁又はこれに準じるものとし、腰石にのせる。	同上	同上	同上
数寄屋風腕木門	同上	日本瓦ぶきとし、軒裏は、小丸太垂木と化粧野地板をみせ、腰ふきは、大和ふき又は増ふきとする。	そで壁は、杉皮張りとする。	同上	同上 柱は出節丸太とすること。	同上

表3 3 塀及び垣の様式、材料及び色彩等の基準

様 式		材 料	色 彩 等		
名 称	構 造	屋 根	壁 面		
屋根小壁付和風板塀	木造真壁造りとする。	配屋根を付け、日本瓦ぶきとする。	小壁は、京壁とし、腰長押を付け、その下部は、竪羽目板張とする。	見掛け木部は、1等上小節材以上の品質のものとする。	木部は、生地仕上げとする。
屋根欄間付和風板塀門	同上	同上	腰長押付け、その上は、飾欄間とし、その下部は、竪羽目板張りとする。	同上	同上

	和風塗壁	同上	同上	壁は、京壁、しっくい塗壁又はプラスチ-塗壁とし、幅木は木製とする。	同上	同上
	土塀	練り塀又はコンクリートブロック造りとする。	同上	壁は、しっくい塗壁又はプラスチ-塗壁とする。(仕上がりの厚さは、30センチメートル以上とする。)		
塀	屋根小壁付石塀板塀	木造真壁造りとする。	日本瓦 瓦 ぶきとする。	(1) 小壁は、聚楽壁又はこれに準じるものとし、腰長押を付け、蟇羽目板張りとする。 (2) 板塀は、腰石又は石積にのせる。	(1) 木部は、檜、杉又はこれに準じる材とし、見掛け部は、上小節材以上の品質とする。 (2) 石は、花崗岩とする。	(1) 木部は、生地仕上げ又は古色仕上げとする。 (2) 石は、荒すり仕上げとする。
	石塀	切石布積とし、天端に鳩石をのせる。			(1) 切石は、石英斑岩又はこれに準じるものとする。 (2) 鳩石は、花崗岩とする。	(1) 切石は、割り肌仕上げとする。 (2) 鳩石は、荒すり仕上げとする。
	土塀	木造真壁造りとする。	日本瓦 瓦 ぶきとする。	聚楽壁又はこれに準じるものとする。	木部は、檜、杉又はこれに準じる材とし、見掛け部は、上小節材以上の品質のものとする。	木部は、生地仕上げ又は古色仕上げとする。
垣	木竹垣	四つ目垣、建仁寺垣その他これらに類する京風の木竹垣とする。			木又は竹とする。	
	生け垣	和風の生け垣			あらかし、うばめがし、かなめもち、さざんか、まさきなどの和風の樹種とする。	
	石垣	玉石乱積とする。	石垣上に四つ目垣又は鉄製忍び返しを取り付ける。	粒径 100~200 ミリメートル程度の玉石とする。		

祇園新橋伝統的建造物群保存地区保存計画

昭和51年7月1日京都市告示第70号
京都市教育委員会告示第2号

改正 昭和54年8月20日、平成5年6月16日、平成13年4月12日、平成15年1月31日

1 保存地区の保存に関する基本計画

(1) 発祥と沿革

祇園は祇園社をはじめとする鴨東の社寺や鴨川に接して開け、中世以来、庶民文化や芸能を育ててきたところであった。そして、江戸初期に完成した鴨川の築堤工事は、鴨東への市街地の拡大と遊興の地としての祇園の発展をさらにすすめていった。祇園の当地区は、祇園外六町に統いて、正徳2年（1712年）、祇園内六町の茶屋街として、開発されたのがはじまりである。その後、当地区は、江戸末期から明治にかけて芝居、芸能と結びついてますます繁栄し、今日に至っている。

(2) 現況及び保存に関する基本的な考え方

当地区は、主として江戸末期から明治初期にかけての質の高い洗練された町家が整然として建ち並び、さらに美しい流れの白川や石畳、樹木などと一体となってすぐれた歴史的風致を形成している。

現在、当地区内の建造物は、約75戸で、このうち伝統的

建造物群を構成している伝統的建造物は、約70パーセントである。これらの伝統的建造物は、京風町家が祇園という地で、その用に応じて変化し、本2階建町家茶屋様式という一つの洗練された型を完成させたのである。そのほか、基本となる本2階建町家茶屋様式の変化型として、大正時代に生まれた本2階建町家へい造り様式、本2階建町家数寄屋風様式などが見られる。このような伝統的建造物は、主として同種類ごとに群を構成し、それぞれに祇園の芸能、生活文化にふさわしい洗練された統一感を示している。

当地区も近年、周辺のビル化などにより、その環境がしだいに変わりつつある現状にかんがみ、建築物等の修理、修景、復旧等については、当地区の伝統的建造物群の特性に応じて行うほか、良好な都市環境の整備を図るものとする。

(3) 概要

当地区において、伝統的建造物群の特性を維持していると認められる約70パーセントの建造物を伝統的建造物と定める。伝統的建造物については、主としてその外観を維持する

ため修理を実施し、伝統的建造物以外の建築物等については、当地区的伝統的建造物群の特性と調和するよう修景を実施するものとする。そのほか、当地区的保存のため必要な施設及び設備並びに環境の整備を行なうとともに地区的保存のため必要と認められるときは、建造物等の修理、修景等に要する経費の一部について、補助金交付規則により補助するものとする。

2 保存地区内における「伝統的建造物」及び「伝統的建造物群」と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件」の認定

(1) 伝統的建造物

伝統的様式の外観をもつもので、伝統的建造物群の特性を維持していると認められるもの。

(2) 伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件

白川通の石畳及び樹木

3 保存地区内における建築物等の保存整備計画

(1) 保存整備の考え方

建築物等の保存整備にあたっては、次に掲げる当地区的伝統的建造物群の特性に応じて行うものとする。

特性

主として江戸末期から明治初期にかけての質の高い町家が整然として建ち並び、祇園の芸能や生活文化にふさわしく全体として洗練されたたたずまいを示している。

これらの伝統的建造物群も外観のまとまり、白川との関係などにより次の二つの区域に分けることができる。

新橋通に面する区域は、本2階建町家茶屋様式の建造物が軒をつらねており、白川沿いの区域は、茶屋の裏側をみせる本2階建町家川端茶屋様式などの建造物が建ち並び、白川の流れや樹木と調和している。

(2) 保存整備計画

ア 伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため、次に定める基準（別表2）により、修理を実施するものとする。ただし、基準に規定のないものについては、その建造物固有の様式に従い修理を実施するものとする。

イ 伝統的建造物以外の建築物等については、当地区的伝統的建造物群の特性と調和するよう次に定める基準（別表2）に準じて修景を実施するものとする。

4 保存地区内における建築物等及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件に係る助成措置等

建造物等の修理、修景、復旧及び管理に要する経費の助成については、市長が定める。

5 保存地区的保存のため必要な管理に関する施設及び設備並びに環境の整備

(1) 当地区的要所に伝統的建造物群保存地区であることがわかる標識または説明板を設置するものとする。

(2) 当地区的防災上の向上を期するための必要箇所に防火水そうなどの消防水利その他消防活動上必要な設備を整備し、火災感知器などの消防用設備を設置するものとする。

別表2

1 建築物の外観の様式、材料及び色彩の基準

名 称	構 造	様 式	屋根及びひさし	壁 面	材 料	色 彩
本2階建町家住居様式	木造真壁造りで、2階建とし、平入り形式とすること。	(1) 屋根は、切妻で日本がわらぶきとし、屋根軒裏は、たるき及び野地板をみせるものとすること。 (2) ひさしは、日本がわら（一文字軒先がわら）ぶきとし、ひさし軒裏は、野地板をみせるものとすること。	(1) 壁は、京壁とすること。 (2) 1階は、出格子または平格子、引込み格子戸、腰下見板張り及び戸袋によって構成すること。 (3) 2階は、ひじかけ付きガラス窓及びなげしによって構成し、すだれをかけるか、または出格子窓もしくは平孔子窓及びなげしによって構成すること。 (4) 犬走りには、駒寄せを設けること。	(1) 柱は、ひのきとし、その見掛け木部は1等上小節材とすること。 (2) 造作材の見掛け木部は、1等上小節材以上の品質のものとすること。 (3) 犬走りは、川砂洗出し仕上げ、モルタルにて押え仕上げその他これに類する仕上げとすること。	木部は、べんがら塗り、生地仕上げその他これらに類する仕上げの色彩とすること。	
本2階建町家茶屋様式	木造真壁造りで、2階建とし、平入り形式とすること。 2階の縁側は、張出しとすること。	(1) 屋根は、切妻で日本がわらぶきとし、屋根軒裏は、たるき及び野地板をみせ、すだれ掛付きとすること。 (2) ひさしは、日本がわら（一文字軒先がわら）ぶきとし、ひさし軒裏は、野地板をみせるものとすること。	(1) 壁は、京壁とすること。 (2) 1階は、出格子または平孔子、引込みガラス格子戸、腰たて羽目板または腰下見板張り及び戸袋によって構成すること。 (3) 2階は、手すり付き掃き出し窓、欄間及び戸袋で構成し、すだれをかけること。 (4) 犬走りには、駒寄せを設けること。	同上	同上	

本2階建町家川端茶屋様式	木造真壁造りで、2階建とすること。	(1) 屋根は、切妻または入りも屋で日本がわらぶきとし、屋根軒裏は、たるき及び野地板をみせ、すだれ掛け付きとすること。 (2) ひさしは、日本がわら（一文字軒先がわら）ぶきまたは銅板ぶきとし、ひさし軒裏は、たるき及び野地板をみせ、すだれ掛け付きとすること。	(1) 壁は、京壁とすること。 (2) 1階、2階とも手すり付き掃き出し窓、欄間及び戸袋によって構成し、すだれをかけること。 (3) 1階の前面には、目隠しへいを設けること。	同上	同上
本2階建町家数寄屋風様式	木造真壁造りで、2階建とし、平入り形式とすること。 2階の縁側は、張出しつとすること。	(1) 屋根は、切妻で日本がわらぶきとし、屋根軒裏は、たるき及び野地板をみせ、すだれ掛け付きとすること。 (2) ひさしは、日本がわらぶきまたは銅板ぶきとし、ひさし軒裏は、野地板をみせるものとすること。	(1) 壁は、じゅ楽壁とすること。 (2) 1階は、下地欄間または飾り欄間付きガラス格子引違戸、下地窓、丸竹組格子及び腰割竹皮張りまたは腰杉皮張りによって構成すること。 (3) 2階は、手すり付き掃き出し窓、欄間及び戸袋で構成し、すだれをかけること。 (4) 犬走りには、犬矢来を設けること。	同上	同上
本2階建町家へい造り様式	木造真壁造りで、2階建とし、平入り形式とすること。 2階の縁側は、張出しつとすること。	(1) 屋根は、切妻で日本がわらぶきとし、屋根軒裏は、たるき及び野地板をみせ、すだれ掛け付きとすること。 (2) ひさしは、日本がわらぶきまたは銅板ぶきとし、ひさし軒裏は、野地板をみせるものとすること。	(1) 壁は、じゅ楽壁とすること。 (2) 1階は、屋根小壁付き羽目板へい形式の外観とし、ひさし付きガラス格子戸、つり出し格子窓及び飾り欄間にによって構成すること。 (3) 2階は、手すり付き掃き出し窓、欄間及び戸袋で構成し、すだれをかけること。 (4) 犬走りには、駒寄せを設けること。	同上	同上
本2階建町家高へい造り様式	木造真壁造りで、2階建とし、平入り形式とすること。	同上	(1) 壁は、じゅ楽壁とすること。 (2) 1階は、屋根小壁付き羽目板へい形式の外観とし、ひさし付きガラス格子戸、つり出し格子窓及び飾り欄間にによって構成すること。 (3) 2階は、手すり付き掃き出し窓、欄間及び戸袋によって構成し、すだれをかけること。 (4) ひさしの上部に、目隠しへいを設けること。	同上	同上
本2階建町家飾窓付店舗高様式	同上	(1) 屋根は、切妻で日本がわらぶきとし、屋根軒裏は、たるき及び野地板をみせ、すだれ掛け付きとすること。 (2) ひさしは、日本がわらぶきとし、ひさし軒裏は、野地板をみせ、幕掛け付きとすること。	(1) 壁は、京壁とすること。 (2) 1階は、町家風飾窓及び腰高ガラス引違戸によって構成すること。 (3) 2階は、出格子窓または平格子窓及びなげしによって構成すること。	同上	同上
和風邸宅様式	木造真壁造りで、平家建または2階建とすること。	(1) 屋根は、入りも屋で日本がわらぶきとし、屋根軒裏は、たるき及び野地板をみせ、すだれ掛け付きとすること。 (2) ひさしは、日本がわらぶきまたは銅板ぶきとし、ひさし軒裏は、たるき及び野地板をみせるものとすること。	(1) 壁は、京壁とすること。 (2) 1階は、ガラス格子引違戸または腰高ガラス引違戸、下地窓または下地欄間及び腰すぎ板張りまたは腰すぎ皮張りによって構成すること。 (3) 2階は、手すり付き掃き出し窓、欄間及び数寄屋風戸袋によって構成し、すだれをかけること。	同上	同上

2 へいおよびかきの様式、材料及び色彩の基準

様 式					材 料	色 彩
	名 称	構 造	屋 根	壁 面		
へい	屋根小壁付和風板べい	木造真壁造りとすること。	屋根は、日本がわらぶきとすること。	小壁は、京壁とし、腰なげしを付け、その下部は、たて羽目板張りとすること。	見掛け木部は、1等上小節材とすること。	木部は、べんがら塗り、生地仕上げその他これらに類する仕上げの色彩とすること。
	屋根欄間付和風板べい門	同上	同上	腰なげしを付け、その上部は、飾り欄間とし、その下部は、たて羽目板張りとすること。	同上	
	和風塗へい	同上	同上	壁は、京壁、しっくい塗壁またはプラスター塗壁とし、幅木は、木製とすること。	同上	
かき	木竹がき	四つ目がき、建仁寺がきその他これらに類する京風の木竹がきとすること。			木または竹であること。	
	生けがき	和風の生けがき			あらかし、うばめばし、かなめもち、さざんか、さつき、まさき等の和風の樹種	

伝統的建造物

番号	種 別	員数	所 在 地
M2	主屋	1棟	元吉町44番地の1
M3	主屋	1棟	// 45番地
M4	主屋	1棟	// 43番地の2 45番地の1
M5-2	塀	1箇所	// 46番地の1
M6	主屋	1棟	// 46番地
M6-2	木戸門	1棟	
M13	主屋	1棟	// 47番地
M14	主屋	1棟	// 48番地の1
M15	主屋	1棟	// 48番地の2
M15-2	木戸門	1棟	
M16	主屋	1棟	// 49番地の2
M17	主屋	1棟	// 49番地 50番地
M19	主屋	1棟	// 51番地の2
M20	主屋	1棟	// 53番地
M22	主屋	1棟	// 55番地
M22-2	木戸門	1棟	// 55番地の1
M27	主屋	1棟	// 56番地の1 56番地
M28	主屋	1棟	// 57番地の1
M28-2	木戸門	1棟	// 58番地 58番地の2
M29	主屋	1棟	// 57番地の2
M30	主屋	1棟	// 58番地
M31	主屋	1棟	// 58番地の1
M33	主屋	1棟	// 59番地の1
M34	主屋	1棟	// 59番地
M36	主屋	1棟	// 61番地 62番地
M38	主屋	1棟	// 71番地の8
M39	主屋	1棟	// 71番地の5
M40	主屋	1棟	// 71番地の7
M41	主屋	1棟	// 70番地の7
M41-2	付属屋	1棟	// 70番地の8
M41-3	木戸門	1棟	// 70番地の6
M45	主屋	1棟	// 74番地 75番地
M49	主屋	1棟	// 70番地の5
M53	主屋	1棟	// 70番地の4
M58	主屋	1棟	// 69番地の2 69番地の4
M59	主屋	1棟	// 69番地の4 69番地の6
M65	辰巳稻荷	1棟	// 63番地
M65-2	玉垣	1箇所	
M66	新橋	1橋	// 62番地先
M67	笄橋	1橋	// 60番地先

M68	玉垣	2箇所	// 63番地先
S1	主屋	1棟	未吉町77番地の6
S2	主屋	1棟	// 78番地の1
S2-2	門扉	1箇所	//
S3	主屋	1棟	// 78番地の6
S4	主屋	1棟	// 78番地の6
S6	主屋	1棟	// 79番地 80番地
S7	主屋	1棟	// 79番地 80番地の1
S8	主屋	1棟	// 79番地 80番地の2
S9	主屋	1箇所	// 79番地 80番地の3
S9-2	塀	1箇所	
S11	主屋	1棟	// 80番地の2
S12	主屋	1棟	// 80番地の1
S15	主屋	1棟	// 82番地の6
S16	主屋	1棟	// 82番地の1
S17	主屋	1棟	// 82番地の7
H1-2	門扉	1箇所	橋本町389番地の1
H2	主屋	1棟	// 387番地
H3	主屋	1棟	// 388番地の1
H4	主屋	1棟	
H4-2	木戸門	1棟	
H4-3	塀	1箇所	
K1	主屋	1棟	清本町371番地の3
K2	主屋	1棟	// 371番地の2
K4	主屋	1棟	// 371番地の1
K5	主屋	1棟	// 372番地
K5-2	付属屋	1棟	
K6	主屋	1棟	// 373番地 373番地の1 373番地の2
K7	主屋	1棟	// 373番地 373番地の1 373番地の2
K8	主屋	1棟	// 373番地の3 373番地の4 373番地の5

環境物件

番号	種 別	員数	所 在 地
④	樹木(柳)	1本	元吉町62番地の1先
⑤	白川	1箇所	元吉町・未吉町
⑥	並木(柳)	1箇所	元吉町白川南通歩道上
⑦	樹木	1箇所	元吉町63番地(辰巳稻荷境内地)

嵯峨鳥居本伝統的建造物群保存地区保存計画

昭和54年2月22日京都市告示第185号
京都市教育委員会告示第4号

改正 平成5年6月16日、平成13年4月12日

1 保存地区の保存に関する基本計画

(1) 発祥と沿革

嵯峨野は早くから開けたところで、平安京以前からの歴史が重畠し、今多くの歴史的文化遺産を残している。

この嵯峨野の西北に位置する鳥居本地区は、室町末期頃、農林業や漁業を主体とした集落として開かれた。その後江戸時代中期になると愛宕詣の門前町としての性格も加わり、江戸時代末期から明治・大正にかけてこの愛宕街道沿いには、農家、町家のほかに茶店なども建ち並ぶようになった。

(2) 現況及び保存に関する基本的な考え方

当保存地区は嵯峨野の西北愛宕街道に沿った長さ約600メートル、面積約2.6ヘクタールの地域である。その中ほどにある化野念佛寺を境にして上地区と下地区に分けると愛宕神社一の鳥居に近い上地区は主としてかや葺の農家風、下地区は町家風の建物が周囲の美しい自然景観を背景に建ち並び、すぐれた歴史的風致を形成している。

現在、当保存地区の建造物のうち、伝統的建造物群を構成している伝統的建造物は約50%である。これらの伝統的建造物は、大部分江戸時代末期から明治にかけて建てられたもので、かや葺平家建の農家風建物（くずや）、瓦葺平家建町家、瓦葺むし工造り町家に大別される。

近年、化野念佛寺の参拝客の増加や社会経済事情の急激な進展により当保存地区もしだいに変化しつつある現状にかんがみ、建造物の修理、修景、復旧等については、当保存地区的伝統的建造物群の特性に応じて行なうほか、住民の生活向上を配慮しつつ良好な生活环境の保全に努めるものとする。

(3) 概要

保存地区の保存は、伝統的建造物群及びこれと一体をなす歴史的風致を保全することにある。

このため、当保存地区において、伝統的建造物群の特性を維持していると認められる約50%の建造物を伝統的建造物と定める。

伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため修理を行い、伝統的建造物以外の建造物については、当保存地区的伝統的建造物群の特性と調和するよう修景を行うものとする。

そのほか、当保存地区的保存のため必要な施設及び設備並びに環境の整備に努めるとともに地区の保存のため必要と認められるときは、建造物の修理、修景、復旧及び管理に要する経費の一部について、京都市伝統的建造物群保存地区補助金交付規則により補助するものとする。

2 保存地区内における「伝統的建造物」及び「伝統的建造物群」と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件

の認定

(1) 伝統的建造物

伝統的様式の外観をもつもので伝統的建造物群の特性を維持していると認められるもの。

(2) 伝統的建造物群と一緒にをなす環境を保存するため特に必要と認められる物件

生垣、樹木。

3 保存地区内における建築物等の保存整備計画

(1) 保存整備の考え方

建築物等の保存整備にあたっては、次に掲げる当保存地区的伝統的建造物群の特性に応じて行なうものとする。

特性

主として江戸時代末期から明治・大正にかけての建物が、愛宕街道に沿って建ち並び、それが周囲の美しい自然景観と一緒にとなって風趣あるたたずまいを示している。

これらの伝統的建造物群は、当保存地区の中ほどにある化野念佛寺を境にして上地区と下地区に分けることができる。

愛宕神社一の鳥居に近い上地区は主としてかや葺の農家風の建物が軒をつらねており、下地区は主として格子のあるむし工造りや下屋付平家建の町家風の建物が建ち並んでいる。また、これらの建物は、周囲の生垣、竹・さくら・もみじ等の樹木及び背景となっている山などともよく調和している。

(2) 保存整備計画

ア 伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため修理を行うものとする。

イ 伝統的建造物以外の建造物については、当保存地区的伝統的建造物群の特性と調和するよう別に定める基準（別表）に準じて修景を行うものとする。

ウ 伝統的建造物群と一緒にをなす環境を保存するため特に必要と認められる生垣及び樹木については、その保存に努め、その他必要に応じて修景を行うものとする。

4 保存地区内における建築物等及び伝統的建造物群と一緒にをなす環境を保存するため特に必要と認められる物件に係る助成措置等

建造物等の修理、修景、復旧及び管理に要する経費について、市長が定める。

5 保存地区的保存のために必要な施設及び設備並びに環境の整備

次のような事項の実施に努める。

(1) 説明板、標識等の設置

(2) 防火水槽、消火栓等防災施設の整備

(3) 道路・側溝等の整備

(4) その他地区の保存に必要な施設等の整備

別 表

1 建築物の外観の様式、材料及び色彩の基準

様 式				材 料	色 彩
名 称	構 造	屋根及びひさし	壁 面		
くずや	住居様式	木造真壁造りで平家建とし、平入りまたは妻入り形式とする。	屋根はかや葺で入母屋または片入母屋とする。ひさしは日本瓦葺で軒裏は垂木及び野地板を見せる。	壁はしつくい塗または京壁とし、腰は羽目板よろい張とし、平格子及び引込み格子戸によって構成する。	柱は、桧またはこれに準ずる材で、木部の見掛けは、上小節以上とする。
	店舗様式	同上	同上	壁はしつくい塗または京壁とし、腰は羽目板よろい張とし、台格子、腰高障子戸または格子戸及び戸袋によって構成する。	
平家建町家	住居様式	木造真壁造りで下屋付平家建とし、平入形式とする。	屋根、ひさし共に日本瓦葺で切妻とする。軒裏は、垂木及び野地板を見せる。	壁はしつくい塗または京壁とし、腰は羽目板よろい張とし、出格子、平格子及び引込格子戸によって構成する。	同上
	店舗様式	同上	同上	壁はしつくい塗または京壁とし、腰は羽目板よろい張とし、腰高障子戸または格子戸及び戸袋によって構成する。	
むしこ造町家	住居様式	木造真壁造りで、中2階建とし、平入形式とする。	同上	壁はしつくい塗または京壁とし、腰は羽目板よろい張とする。1階は出格子、平格子及び引込格子戸によって構成する。2階はむしこ窓をつける。	同上
	店舗様式	同上	同上	同上 ただし、1階は腰高障子戸または格子戸及び戸袋によって構成する。	
中二階建町家	住居様式	同上	同上	壁はしつくい塗または京壁とし、腰は羽目板よろい張とする。1階は出格子、平格子及び引込格子戸によって構成する。2階は平格子及びむしこ窓によって構成する。	同上
	店舗様式	同上	同上	同上 ただし、1階は腰高障子戸または格子戸及び戸袋によって構成する。	
二階建町家	住居様式	木造真壁造りで2階建とし、平入形式とする。2階壁面は1階壁面より後退とする。	同上	壁はしつくい塗または京壁とし、腰は羽目板よろい張とする。1階は出格子、平格子及び引込格子戸によって構成する。2階は平格子及びむしこ窓によって構成する。	同上
	店舗様式	同上	同上	同上 ただし、1階は腰高障子戸または格子戸及び戸袋によって構成する。	

2 へい及びかきの様式、材料及び色彩の基準

様 式				材 料	色 彩
名 称	構 造	屋 根	壁 面		
へい	屋根小壁付和風板へい	木造真壁造りとする。	屋根は日本がわら葺とする。	小壁は京壁とし、腰なげしを付け、その下部は、たて羽目板張とする。	木部の見掛けは、上小節材とする。
	屋根欄間付和風板へい	同上	同上	腰なげしを付け、その上部は飾り欄間とし、その下部は、たて羽目板張とする。	
	和風板へい	同上	同上	壁は京壁またはしつくい塗とし、幅木は木製とする。	同上
かき	柴垣				柴
	四つ目がき				竹

伝統的建造物

番号	種別	員数	所 在 地
K1	主屋	1棟	嵯峨鳥居本小坂町 20 番地
K3	主屋	1棟	〃 21 番地の 1
K4	主屋	1棟	〃 22 番地の 1
K5	主屋	1棟	〃 22 番地の 1
K6	門	1棟	〃 22 番地
K8	主屋	1棟	〃 22 番地の 3
R3	主屋	1棟	嵯峨鳥居本六反町 10 番地
R3-2	納屋	1棟	
R3-3	店舗	1棟	
R5	主屋	1棟	〃 12, 13 番地
R5-2	蔵	1棟	
R5-3	納屋	1棟	
R5-4	塀	1箇所	
R6	主屋	1棟	〃 14 番地
R13	主屋	1棟	〃 18 番地
R15	主屋	1棟	〃 19, 21 番地
R15-2	蔵	1棟	の 5 22 番地
R16	主屋	1棟	〃 23 番地
S2	主屋	1棟	嵯峨鳥居本仙翁町 1 番地の 2
S3	主屋	1棟	〃 2 番地の 11
S5	主屋	1棟	〃 2 番地の 2, 3
S5-2	蔵	1棟	
S5-4	塀	1箇所	
S13	主屋	1棟	〃 8 番地
S14	主屋	1棟	〃 10 番地
S14-2	付属屋	1棟	〃 11 番地
S20	地蔵堂	1棟	〃 8 番地先
S22	主屋	1棟	〃 19 番地
S23	主屋	1棟	〃 15 番地の 1
S23-2	蔵	1棟	
S23-3	塀、堀	1箇所	〃 15 番地

S24	主屋	1棟	〃	15 番地の 2
S25	主屋	1棟	〃	17, 18 番地
S25-2	付属屋	1棟		
S25-3	付属屋	1棟		
S26	一之鳥居	1箇所	〃	16 番地の 1
S27	主屋	1棟	〃	16 番地 16 番地の 2
S27-4	納屋	1棟	嵯峨鳥居本一華表町 1 番地の 1	
S27-5	垣	1箇所	嵯峨鳥居本仙翁町 16 番地	

環境物件

番号	種別	員数	所 在 地
①	屋敷林	1箇所	嵯峨鳥居本小坂町 20 番地
②	樹木	1箇所	〃 21 番地の 1
④	石標群	1箇所	嵯峨鳥居本六反町 2 番地の 2
⑤	庭園	1箇所	〃 12 番地
⑧	竹林(瀬戸川)	1箇所	嵯峨鳥居本仙翁町
⑨	石垣(清滝道)	1箇所	〃 12 番地の 2
⑩	樹林(清滝道)	1箇所	〃 12 番地の 2
⑪	石灯籠群	1箇所	〃 16 番地地先
⑫	石(亀石)	1箇所	〃 16 番地
⑯	石仏群	1箇所	嵯峨鳥居本仏餉田町

上賀茂伝統的建造物群保存地区保存計画

昭和63年5月26日京都市告示第65号
京都市教育委員会告示第3号

改正 平成5年6月16日、平成13年4月12日、平成15年1月31日

京都市伝統的建造物群保存地区条例第3条に基づき上賀茂伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存に関する計画を次のように定める。

1 保存地区の保存に関する基本計画

(1) 発祥と沿革

洛北、上賀茂神社の境内を流れる清流なら的小川が境内を出ると明神川と名を変えて東に流れる。このあたりは、室町時代から上賀茂神社の神官の屋敷町として町並みが形成されてきたところである。

明治維新までの旧集落は、上賀茂神社の神官（社司と氏人）と農民が居住する特殊な性格を持つ集落であった。そこで一般に社家町とよばれるようになった。明治以後は京都の近郊農村的性格を徐々に強め、社家町の性格は薄らいでいった。

しかし、ここ明神川沿いには今日も社家が旧来のまま連担し、他所で滅びた貴重な社家町が清々しく残っている。

(2) 現況及び保存に関する基本的な考え方

当地区は、明神川に架かる土橋、川沿いの土塀、社家の門、妻入りの社家、土塀越しの庭の縁、これらが一体となって江戸期にできた社家町の貴重な歴史的風致を形成している。

当地区の伝統的建造物の特徴を述べると、社家の住宅は、主屋は切妻平屋建て桟瓦葺が原則で妻入りのものと平入りのものがある。妻入りの場合には庇を付け、妻壁に独特の妻飾りをみせる。町家は、平入りで少しだけ高くして2階に居室を設けるが、正面は、つしとし、じゅらく又はしつくい塗りの壁にむし窓を設け、柱と貫とで飾っている。また、本2階建てに建て替えられている町家も見受けられる。

現在、当地区の建造物は52戸で、このうち伝統的建造物群を構成している伝統的建造物は、約63パーセントである。これらの伝統的建造物は、社家と町家の様式に大別できる。社家主屋の妻飾りに多少のバリエーションが見られるが全体の屋敷の構成はほぼ同じ様式である。特に明神川から前庭の池に取り入れた水を清いままで、また、元の明神川に返す水を通しての連帯ができているのが珍しい。

近年、周辺の区画整理事業なども完成し、これに伴い、一般住宅やアパートの建設が迫ってきている。そこで、この優れた上賀茂社家町の町並みを、そのまま修理あるいは修景することにより、当地区の伝統的建造物群の特性を保存し、良好な近郊住宅の環境の保全を図るものである。

(3) 概要

当地区内において、伝統的建造物群の特性を維持していると認められる約63パーセントの建造物を伝統的建造物と定める。

伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため修理を実施し、伝統的建造物以外の建造物等については、当地区的伝統的建造物群の特性と調和するよう修景を実施するものとする。そのほか、当地区的保存のため必要な施設及び設備並びに環境の整備を行うとともに、地区の保存のため必要と認められるときは、建造物等の修理修景等に要する経費の一部について京都市伝統的建造物群保存地区補助金交付規則により補助するものとする。

2 保存地区内における「伝統的建造物」及び「伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件」の認定

(1) 伝統的建造物

社家及び町家の伝統的様式の外観を持つもので、伝統的建造物群の特性を維持していると認められるもの

(図-1,表-1)

(2) 伝統的建造物群と一体を成す環境を保存するため特に必要と認められる物件

明神川の石積みの護岸並びに明神川に架かる土橋、板橋、

石橋並びに樹木及び前庭（図-1, 表-2）

3 保存地区内における建築物等の保存整備計画

(1) 保存整備の考え方

建築物等の保存整備に当たっては、次に掲げる当地区的伝

統的建造物群の特性に応じて行うものとする。

特 性

明神川の清流、これに架かる土橋及び石橋。これを渡っての門、社家主屋の妻飾り、川沿いの土塀、土塀からのぞく緑、これらの構えや本2階建て町家などの連なりが全体として上賀茂神社の社家町らしい伝統的なたすまいを示している。

(2) 保存整備計画

ア 伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため次に定める基準（表-3）により修理を実施するものとする。ただし、基準に規定のないものについては、その建造物固有の様式に従い修理を実施するものとする。

イ 伝統的建造物以外の建造物等については、当地区的伝統的建造物群の特性と調和するようアに定める基準（表-3）に準じて修景するものとする。

ウ 社家にあっては、敷地内の伝統的な建造物や庭などの配置の特性を保存するものとする。

4 保存地区内における建築物等及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件に係る助成措置等建造物等の修理、修景、復旧及び管理に要する経費の助成については、市長が定める。

5 保存地区的保存のため必要な管理に関する施設及び設備並びに環境の整備

(1) 当地区的要所に伝統的建造物群保存地区であることが分かる標識又は説明板を設置するものとする。

(2) 当地区的防災面の向上を期するため、必要箇所に防火水槽などの消防水利、その他の消防活動上必要な設備を整備する。

表-1 伝統的建造物

番 号	種 别	員 数	所 在 地
I1 ①	主屋（社家）	1 棟	上賀茂池殿町 1
②	数奇屋門	//	// //
③	土塀	1 箇所	// //
I2 ①	主屋（町家）	1 棟	// 1-5,2-1
I3 ②	薬医門	//	1-1
③	土塀	1 箇所	// //
I5 ①	主屋（社家）	1 棟	// 8,9,21-2
②	薬医門	//	// //
③	土塀	1 箇所	// //
I6 ①	主屋（社家）	1 棟	// 10
②	薬医門	//	// //
③	土塀	1 箇所	// //
I7 ①	主屋（社家）	1 棟	// 11
②	薬医門	//	// //
③	土塀	1 箇所	// //
④	祠	//	// //
I9 ①	主屋（社家）	1 棟	// 13
②	土蔵	//	// //
③	薬医門	//	// //

④	土塀	1 箇所	// //
N1 ①	主屋（社家）	1 棟	上賀茂中大路町 1
②	付属屋	//	// //
③	土蔵	//	// //
④	数奇屋門	//	// //
⑤	土塀	1 箇所	// //
N2 ①	主屋（社家）	1 棟	// 7,8
②	薬医門	//	// //
③	土塀	1 箇所	// //
N3 ①	主屋（社家）	1 棟	// 8-1,10-1,10-2
②	薬医門	//	// //
③	土塀	1 箇所	// //
N4 ①	主屋（社家）	1 棟	// 11-1
②	腕木門	//	// //
③	土塀	1 箇所	// //
M1 ①	主屋（社家）	1 棟	上賀茂南大路町 1, 2
②	土蔵	//	// //
③	薬医門	//	// //
④	土塀	1 箇所	// //
M2 ①	主屋（町家）	1 棟	// 14-1,14-6,14-7

②	数奇屋門	//	//	//
③	土塀	1箇所	//	//
M3 ①	主屋(社家)	1棟	//	15
②	数奇屋門	//	//	//
③	土塀	1箇所	//	//
M4 ①	主屋(町家)	1棟	//	16
②	土塀	1箇所	//	//
M5 ①	腕木門	1棟	//	19
②	土塀	1箇所	//	//
M6 ①	主屋(社家)	1棟	//	21
②	付属屋	//	//	//
③	腕木門	//	//	//
④	土塀	1箇所	//	//
M7 ②	腕木門	1棟	//	18
③	土塀	1箇所	//	//
Y1 ①	主屋(町家)	1棟	上賀茂山本町	31-1
Y3 ①	主屋(町家)	//	//	33,34
Y4 ①	主屋(社家)	//	//	35
②	腕木門	//	//	//
③	土塀	1箇所	//	//
④	側門	1棟	//	//
Y5 ①	主屋(社家)	//	//	36
②	土蔵	//	//	//
③	腕木門	//	//	//
④	土塀	1箇所	//	//
Y8 ①	主屋(町家)	1棟	//	39
Y11 ①	主屋(社家)	//	//	45
②	腕木門	//	//	//
③	土塀	1箇所	//	//
Y14 ①	主屋(社家)	1棟	//	44-1
②	薬医門	//	//	//
③	土塀	1箇所	//	//
Y15 ①	主屋(社家)	1棟	//	71
②	薬医門	//	//	//
③	土塀	1箇所	//	//
Y16 ①	主屋(町家)	1棟	//	//
Y19 ①	主屋(町家)	//	//	68
Y20 ①	主屋(町家)	//	//	68-1
F2 ①	主屋(町家)	//	上賀茂藤ノ木町	22-1
F3 ①	主屋(町家)	//	//	22-3
F4 ①	主屋(町家)	//	//	22-2
F5 ①	主屋(町家)	//	//	23,24-1
F10 ①	藤ノ木社	//	//	30
②	玉垣	1箇所	//	//

I5 ①	前庭	//	//	8,9,21-2
口	板橋	//	//	先
I6 ①	前庭	//	//	10
口	板橋	//	//	先
I7 ①	前庭	//	//	11
口	板橋	//	//	先
I9 ①	前庭	//	//	13
N1 ①	前庭	//	上賀茂中大路町	1
口	板橋	//	//	先
N2 ①	前庭	//	//	7,8
口	石橋	//	//	先
ハ	板橋	//	//	先
N3 ①	前庭	//	//	8-1,10-1,10-2
口	石橋	//	//	先
N4 ①	前庭	//	//	11-1
M1 ①	前庭	//	上賀茂南大路町	1,2
口	土橋	//	//	先
M2 ①	前庭	//	//	14-1,14-6,14-7
口	土橋	//	//	先
M2 ②	前庭	//	//	15
口	石橋	//	//	先
ハ	石橋	//	//	先
N4 ②	生垣	//	//	16
N5 ①	前庭	//	//	19
N6 ①	前庭	//	//	21
N7 ①	前庭	//	//	18
Y4 ①	前庭	//	上賀茂山本町	35
Y5 ①	前庭	//	//	36
Y6 ①	前庭	//	//	37
Y14 ①	前庭	//	//	44-1
Y15 ①	前庭	//	//	71
F1 ①	前庭	//	上賀茂藤ノ木町	23,24-1
F8 ①	前庭	//	//	31
F10 ①	楠の木	1本	//	30

表-2 環境物件

番号	種別	員数	所 在 地		
O1 ①	明神川護岸	33M	上賀茂池殿町、上賀茂中大路町、上賀茂南大路町		
I1 ①	前庭	1箇所	上賀茂池殿町 1,2-1,1-5		
口	板橋	//	//	//	先
ハ	石橋	//	//	//	先
I3 ①	前庭	//	//	1-1	
口	板橋	//	//	//	先
I4 ①	板橋	//	//	1-7	先

表-3

1 建築物の外観の様式、材料及び色彩の基準

名 称	構 造	屋根及びひさし	式		材 料	色 彩
			壁 面	式		
社家	家扱首様式	木造真壁造りで平屋建てとする。	妻面に家扱首をくみ、その上に斗をのせ棟木をうける。 妻壁は白しっくい塗りとする。	柱は桧またはこれに準ずる材で、木部の見掛けは、上小節以上とする。	木部は生地仕上げまたはべんがら塗とする。	木部は生地仕上げまたはべんがら塗とする。
	束貫様式	同上	妻面に束と貫を縦横にくみあわせる。 妻面は、白しっくい塗りとする。			

町家	和風住宅様式	木造真壁造りで平家建てまたは2階建てとする。	(1) 屋根は、入母屋で日本瓦葺とし、屋根裏は、垂木及び野地板をみせ、すだれ掛けとすること。 (2) ひさしは、日本瓦葺とし、ひさし軒裏は、垂木及び野地板を見せるものとすること。	(1) 壁は、京壁とすること。 (2) 1階は、ガラス格子引違戸、下地窓または下地欄間及び腰すぎ板張りによって構成すること。 (3) 2階は、手すり付き掃き出し窓、欄間及び数奇屋風戸袋によって構成し、すだれをかけること。	同上	同上
	むしこ造り 町家土間店舗様式	木造真壁造りで、中2階建とし、平入形式とする。	屋根、ひさし共に日本瓦葺で切妻とする。軒裏は、垂木及び野地板を見せる。	壁はしっくい塗または京壁とし、腰は羽目板よろい張りとする。1階は出格子戸、平格子及び引込格子戸によって構成する。2階はむしこ窓をつける。ただし、1階は腰高障子戸または格子戸及び戸袋によって構成する。		
	中二階建て 町家店舗様式	同上	同上	壁はしっくい塗または京壁とし、腰は羽目板よろい張りとする。1階は出格子戸、平格子及び引込格子戸によって構成する。2階は平格子及びむしこ窓によって構成する。ただし、1階は腰高障子戸または格子戸及び戸袋によって構成する。		
	本2階建て 町家住居様式	木造真壁造りで、中2階建とし、平入形式とする。2階壁面は1階壁面より後退とする。	屋根、ひさし共に日本瓦葺で切妻とする。軒裏は、垂木及び野地板を見せる。	壁はしっくい塗または京壁とし、腰は羽目板よろい張りとする。1階は出格子戸、平格子及び引込格子戸によって構成する。2階は平格子及びむしこ窓によって構成する。		
	本2階建て 町家土間店舗様式	同上	同上	同上 ただし、1階は腰高障子戸または格子戸及び戸袋によって構成する。		
	平屋建町家住居様式	木造真壁造りで下屋付平屋建とし、平入り形式とする。	同上	壁はしっくい塗または京壁とし、腰は羽目板よろい張りとし、出格子、平格子及び引込格子戸によって構成する。		

2 へいの様式、材料及び色彩の基準

様 式				材 料	色 彩
名 称	構 造	屋 根	壁 面		
塀	土塀	下地材を泥土で塗り固める。	屋根は日本瓦葺とする。	土塗り壁とする。	泥土（しっくいは塗らない） 黄土色

3 門の様式、材料及び色彩の基準

様 式				材 料	色 彩
名 称	構 造	屋 根	そ で 壁		
門	薬医門	木造で、門柱及び控え柱により屋根を支える。	こう配屋根を付け、日本瓦葺とする。	木造の見掛けは、上小節材とする。	木部は生地上げまたはべんがら塗とする。
	腕木門	木造で、腕木によって屋根を支える。	同上		
	数奇屋門	木造で、杉皮張りの引違い戸を設ける。	屋根は日本瓦葺とし、すそを銅板一文字葺とする。		